

## 鳥取県海岸漂着物処理事業補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (事業着手の30日前まで)

○交付申請は下記提出先に郵送又は持参してください。  
※算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

### 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません

### 5. 実績報告書提出 (補助事業の完了年月日の属する年度の3月5日まで)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。  
※算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる

#### ◎補助金の支払い

○提出された実績報告書の内容について検査  
↓  
○額の確定の通知後、補助金の支払いをします

資料提出・問い合わせ先 県土整備部 河川課・空港港湾課  
鳥取県鳥取市東町1丁目220番地  
河川課 0857-26-7377  
kasen@pref.tottori.lg.jp  
空港港湾課 0857-26-7311  
kuukoukouwan@pref.tottori.lg.jp